

広 報
令 和 8 年
6 月 号



いちはら



東 近 江 警 察 署
市 原 駐 在 所
代 表 電 話
2 4 - 0 1 1 0

薬物乱用 ダメ！ゼツタイ！

令和7年中における滋賀県内の薬物事犯検挙人員は82人で、そのうち半数以上の48人が大麻事犯での検挙人員であり、大麻事犯検挙人員は過去最高となりました。覚せい剤や大麻等の違法薬物に手を出したきっかけの多くが、知人友人らに誘われてというものです。ほんの少しの好奇心から安易に使い始め、薬物が持つ強い依存性によって、自分の意思ではやめられなくなっています。を染め、自分や家族等を傷付けることとなります。その末には、薬物に魂を奪い取られて自分を見失い、事故や他の犯罪に手を染め、自分や家族等を傷付けることとなります。

ダイエットに効く？

1回くらいなら大丈夫？



勉強に集中できる？

元気が出る？

合法って言われてる？

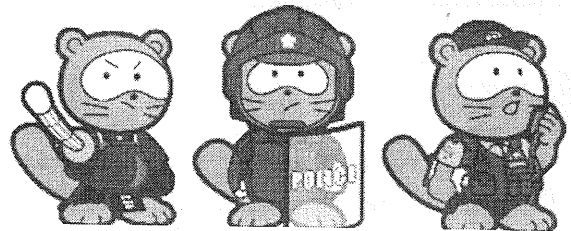
体に害はないって言われてる？



すべてまちがっています！

生活道路における自動車の法定速度の引き下げ

令和8年9月1日に道路交通法が改正され、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などが無い道路となります。道路状況に応じて安全な速度で走りましょう。



不法就労・不法滞在の防止

不法就労・不法滞在の増加が懸念されるため警察は取締りを強化しています。

不法就労は雇用者も処罰対象となるため、外国人を雇用する際は、旅券や在留カードの実物を必ず確認してください。

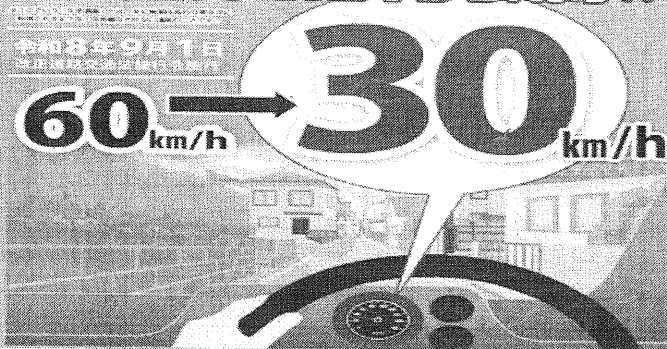
在留カードを確認する際は、在留資格、在留期間の確認を徹底するように、お願いします。



- ★ 在留カードや旅券は、実物を確認しましたか？
- ★ 在留資格は正当なものですか？在留期限は過ぎていませんか？
- ★ パスポートと在留カードの顔写真は本人に間違いありませんか？
- ★ パスポートの査証と在留カードに矛盾はありませんか？



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！





警察に偽装した 電話番号に注意！

ここ最近、

実在する警察署の、本物の電話番号
を画面に表示させて電話をかけ、
詐欺に誘導する手口が急増しています。

警察から、あなたが捜査対象となっている
などと電話で伝えることはありません。

もしそのような電話があれば、詐欺です。

一旦、電話を切って、必ず東近江警察署又は
#9110に電話をしてください。

#9110は、警察の相談ダイヤルです。

あなたを詐欺から守ります。

東近江警察署 0748-24-0110